



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—金融商品の分類及び測定に関する再審議の継続

FASBは、2月26日のボード会議において、金融商品の分類及び測定に関するASU (Accounting Standards Update)案の再審議を継続し、キャッシュフローの特性に関する評価の必要性及び混合金融商品への公正価値オプションの適用に関して審議を行った¹。

【重要な決定事項】

FASBは以下の事項を決定した。

- 金融資産の分類及び測定モデルにキャッシュフローの特性に関する評価は含まれない。
- 資本性金融商品は、当期純利益を通じて公正価値で測定する(FV-NI)ことが求められる。ただし、以下は例外となる。
 - 持分法で会計処理される投資
 - 公正価値を容易に算定できないために、実務上の例外規定を適用することができる投資
- 区分処理をすることが求められる組込デリバティブ特性を含む混合金融商品(資産及び負債両方)について、公正価値オプションを適用することが認められる。

分類及び測定に関するASU案及び最近の暫定合意についての詳細な情報は、公表済みの刊行物において提供されている²。

1 ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」2013年2月14日。www.fasb.org より入手可能。

2 過去の暫定合意の詳細については、Defining Issues 14-5 「金融商品の分類及び測定に関して拡大するダイバージェンス」、Defining Issues 13-56 「金融商品の減損と分類及び測定に関するIFRSとのコンバージェンスは達成されない見込み」及びIssues In-Depth No. 13-2 「金融商品の分類及び測定に関するFASBのモデル案の適用」を参照。
いずれも、<http://www.kpmg-institutes.com/financial-reporting-network/> より入手可能。

【キャッシュフローの特性の評価】

FASBは、FV-NIで測定するデリバティブ商品及び資本性金融商品を除いて、キャッシュフローの特性の評価を金融資産の分類及び測定モデルに含めないことを決定した。資本性金融商品は、持分法で会計処理される投資である場合、または公正価値を容易に算定できないために実務上の例外規定が適用できる場合を除き、FV-NIで測定することが要求される。

背景及び考察

2013年12月の会議において、FASBは、金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する際に、元本及び利息の支払いのみでキャッシュフローが構成されるかを検討するSPPI (solely payment of principal and interest) モデルを採用しないことを決定した。この決定を踏まえ、FASBは、現行のU.S. GAAPにおける混合金融資産の組込デリバティブの区分処理規定を引き継ぐことを決定した。また、FASBは、混合金融資産における組込デリバティブを区分処理後の主契約、並びにその他の金融資産の分類及び測定を決定するために、キャッシュフローの特性の評価に用いる新たなアプローチを開発すべきか否かについて、スタッフに分析を行うよう指示した。

2月26日の会議において、スタッフは、2012年1月に行われたIASBとの合同審議以前に開発したキャッシュフローの特性の評価を提示した。その評価のもとでは、以下の条件を満たす場合を除き、金融商品はFV-NIで測定することとなる。

- その金融商品がデリバティブではない。
- 満期時または他の決済時に債権者(投資家)に返済されることになる金額(取得時のプレミアムまたはディスカウントを調整後の契約上の元本額)が取引開始時に債務者(発行体)に対して引き渡される。
- 契約上、期限前返済できない、または投資家がその当初投資額のほぼ全額を回収することのない方法では決済されない(ただし、投資家自身が選択した場合を除く)。

しかし、FASBは、金融資産の分類及び測定モデルに上記のキャッシュフローの特性の評価を含めないことを決定した。

【混合金融商品への公正価値オプションの適用】

FASBは、区分処理をすることが求められる組込デリバティブ特性を含む混合金融商品(資産と負債の両方)に対して、公正価値オプションの適用を認めることを決定した。

背景及び考察

現行のU.S. GAAPにおける混合金融資産の組込デリバティブの区分処理規定を引き継ぐというFASBの以前の決定を踏まえ、スタッフは、ASU案において混合金融負債の公正価値オプションを混合金融資産にも適用するか否かについてFASBに質問した。

ASU案は、現行のU.S. GAAPにおける無条件の公正価値オプションを削除し、代わりに特定の状況下での公正価値オプションの選択を認めている。混合金融負債に関する条件は、以下の要件をいずれも満たさないことである。

- 組込デリバティブが、契約によって要求されるであろうキャッシュフローを大幅に変更しない。
- 類似の混合商品について初めて検討する際に、組込デリバティブの分離が認められないことが分析するまでもなく明らかである。

FASBは、企業に上記の要件を評価することは求めず、混合金融負債について区分処理をすることが求められる組込デリバティブ特性が含まれると企業が判断した場合には、公正価値オプションを適用することが可能であると決定した。さらに、FASBは、この会計処理の選択を混合金融資産にも認めるることを決定した。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Mar. 2014 No. 14-13をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。